消防計画作成 (変更) 届出書

111 ISA BI		<u>ш </u>		
		年	月	日
取手市消防長 殿				
	□防火 □防災 <u>住</u> 所 <u>氏</u> 名	者		
別添のとおり、 □防火 ・ □防災 管理に係る	消防計画を作成(変更)したので届け出ます。		
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)				
防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物				
防火対象物 又は の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)				
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)				
防火対象物 又は の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)		令別表第 1 ^{※ 1}	()項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)				
受 付 欄*2		経 過 欄*2		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 - 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 - 4 ※2欄は、記入しないこと。

消防計画書(大規模用)

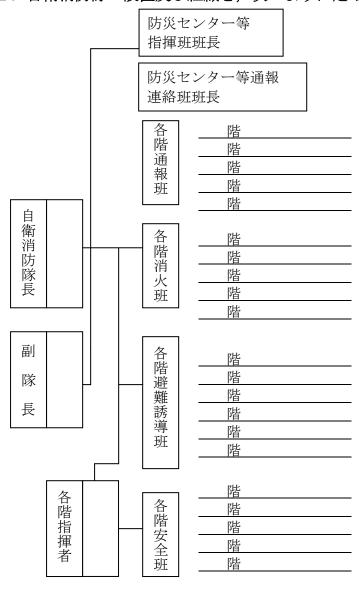
(本計画書は、震災対策にも適用するものとする。)

年 月 日

1. 防火管理組織を, 次のように定める。

	店内	 (構成員) 	(担当業務)	(担当課係名)
社 長 (管理権原者)	防火委員会	· · · · ·	店内火災予防対策担当 防災教育訓練担当 消防設備・建築設備担当 火気管理・許認可等 避難対策担当	

2. 自衛消防隊の設置及び組織を、次のように定める。



- ・ 自衛消防隊の全般の指揮及び火災の 推移に応じて各種情報を収集して隊 長の判断を補佐する。また非常放送 を通じて全館に必要な指示を行う。
- ・ 119の通報及びその確認並びに指示。部内外関係先への必要事項の通報,連絡,火災情報の収集等にあたる。
- ・ 119の通報又は防災センター等へ 連絡し、その後必要な情報を指揮班 又は通報連絡班に伝達するととも に、他の班に対する連絡、支援等を 必要に応じ行う。
- ・ 消火器,水バケツ,屋内消火栓,特 殊消火設備等を火災状況に応じて積 極的に使用して初期消火を行うとと もに消防隊の消火作業に協力する。
- ・ 火災を覚知したときは、ちゅうちょすることなくその状況に応じて最適 避難経路を判断し、笛の使用や大声 を出すなどして、リーダーシップを 発揮し、安全な場所に誘導する。
- 電気,ガス,危険物施設,火気使用 設備,空調,排煙等各設備の安全措 置及び防火区画,竪穴区画等の防火 区画の閉鎖等の措置を行う。

3. 消防用設備等の責任者を、次のように定める。

消火器	自動火災報知設備
各階設置数	• 受信機設置場所
階本	階の
階本	担 当 昼間
階本	<u>一</u> 夜間
階本	■ 副受信機設置場所
階本	階の
避難器具	担 当 <u>昼間</u>
階箇所	夜間
階箇所	放送設備(業務放送を含む)
階箇所	• 設置場所
階 箇所	階の 担 当
階節所	<u>昼間</u>
屋内消火栓	<u>夜間</u>
階箇所	特殊消火設備
階 箇所	設備名 ()
階箇所	設置場所())
階箇所	担当 ()
階 箇所	連結送水管
	送水口設置場所 () 消防隊誘導担当 ()

4. 通報連絡方法は、次のとおりとする。

出火場所 → 119

- ・火災発見者等は社(店)内電話を利用して直接119通報する。(ピーという音を確認してからダイヤルする)
- ・火災発見者等は社(店)内電話で指揮班(安全室,事務室等)に連絡する。
- ・自動火災報知設備により火災覚知した場合又は火災発見者等から連絡を受けた場合, 保安係員等は、119通報するとともに現場を確認し、状況により全館鳴動及び非 常放送をする。
- ・通報内容は、「火事です。場所は○○丁目番○号の○○○○です。」「○階の○○部分が燃えています。」「現在のところ逃げ遅れはない(ある)模様です。」等とする。
- ・非常通報装置(ワンタッチ式)を使用する。
- ・その他 ()

出火場所→指揮班

- ・火災が発生したことを通報する。
- ・初期消火可能(不可能)であることを通報する。
- ・応援が必要(不要)であることを通報する。
- ・避難が必要(不要)であることを通報する。
- ・消火した場合は、ただちに報告する。
- ・その他 ()

指揮班→ 消防隊

- ・出火場所の説明並びに誘導をする。
- ・延焼状況の概要報告をする。
- ・在館者の避難状況,要避難者の有無等を報告する。
- 建物状況の報告をする。
- ・危険物、電気及びガス施設の状況を報告する。

5.消火活動を行う際の遵守事項

初期消火活動

- ・火を見てもあわてず落ち着いて行動する。
- ・たたき消し、水バケツ、砂等を使用する。
- ・消火器を使用する。(使用は天井着火までとし、いつまでも消火器に執着しない。)
- ・消火器と同時に屋内消火栓の放水態勢をとり早期に使用する。

- ・操作順序は「起動ボタンを押す」「ホース延長」「ノズルを火点に向ける」「バルブを 開ける」とする。
- ・ホースのねじれ、折り曲げに注意する。
- ・周囲の状況に注意し退路を考え、深追いしないこととする。
- ・その他 (

消防隊支援活動

- ・消防隊が現場到着した場合には、火災、延焼状況を報告する。
- ・放水作業等の交替を円滑に行う。
- ・交替時は、消防隊の要請により消防隊の消火作業を支援する。
- ・安全班は、電気、ガス施設、空調、排煙等の設備の安全措置を行う。
- ・安全班は、防火戸等の閉鎖措置を行う。
- 消防車両進入障害物を撤去し消防車両を誘導する。
- ・消防隊員を火災現場に誘導する。
- その他(
- 6. 避難計画は、別図のとおりとする。
- 7. 避難及び避難誘導上の遵守事項

避難の開始

- ・非常ベルが鳴ったら避難に備え避難準備態勢をとる。
- ・大声で皆に知らせる。
- ・責任者はリーダーシップを発揮して的確に避難行動を支持する。
- ・なるべく制服を着ているものや腕章を着用している者がリーダーシップをとった方 が効果がある。
- ・必要に応じて、タオル、マスク等を使用する。
- ・いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動にならないようにする。
- ・地震発生の時は、必ず係員が必要な指示を行う。
- その他(

避難の方法

- 各階の避難誘導班の責任者は、当該場所における最適避難方法を決定する。
- ・避難順序は,

- ①横方向への避難 (避難橋又は連絡通路の利用)
- ②下方向への避難 (屋外階段,屋内階段等の利用)
- ③上方向への避難 (屋上又は屋上広場の利用) とする。
 - ・避難器具は、最終的な方法とする。
 - ・避難場所は、あらかじめ定められた場所とする。
 - ・ 指揮班の避難誘導及び指揮
 - ・火災の全体状況の把握に努める。
 - ・機会を失わせず非常放送等により火災状況を説明するとともに、避難方向を指示する。
 - ・パニック現象を考え、放送内容等については平素から十分留意しておくこととする。
 - ・消防隊と密接な連絡を保つこととする。
 - 安全班に空調停止、排煙措置、防火戸の閉鎖確認等の指示をする。
 - ・要救助者の有無の確認をする。
 - その他(
- 8. 避難・通報・消火の訓練計画は、次のとおりとする。

避難訓練

- ・避難訓練の内容は震災対策を含め、次のとおりとする。
 - ○非常ベル鳴動時の避難準備訓練
 - ○館内放送による避難誘導訓練
 - ○各々の場所による最適避難誘導訓練
 - ○責任者及び指揮者班の指示・命令訓練
 - ○安全班における防火戸等閉鎖訓練
 - ○各職場ごとに訓練に応じた目標を設定して行い,各々がその責務について熟練するように努める。
- ・避難器具操作・取扱い訓練

(固定式以外のものは危険を伴うので十分の注意を払う)

その他(

通報訓練

- ・ 通報訓練の内容は、次のとおりとする。
 - ○自動火災報知設備による火災覚知訓練
 - ○放送設備による館内放送訓練
 - ○社(店)内電話により、必要な情報を伝える119通報訓練
 - ○出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練
 - ○指揮班から各班及び消防隊へ情報伝達する訓練
 - ○その他(

消火訓練

- ・消火訓練の内容は、次のとおりとする。
 - ○消火器取扱い訓練
 - ○水バケツ・水道ホースなどによる訓練
 - ○屋内消火栓による操作・放水訓練
 - ○特殊消火設備の模擬操作訓練
 - ○火気使用設備の使用停止訓練
 - ○その他(

9. 訓練実施上の遵守事項

- ・消火及び避難の訓練は、<u>年</u>回以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練は、<u>年</u>回以上とする。
- ・訓練実施時は、あらかじめ消防署へ通報する。
- ・訓練内容はできるだけ写真で記録し、次回の訓練の参考にする。
- ・震災対策としての防災訓練を実施する。

10. 避難通路は、次のように確保する。

- ・階段・廊下・通路等の避難経路には物品を置かない。
- ・避難誘導等に支障が生じないよう適正な定員確保に努める。
- ・屋外階段及び避難階の非常口は鍵をかけない。
- ・屋外階段及び避難階の非常口の鍵は、非常鍵とする。
- ・防火戸は正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。
- ・避難の経路となる部分及び消火器,自動火災報知設備,放送設備の操作部並びに屋内 消火栓箱の周辺は常に整理・整頓し,使用を妨げる物品等を置かず,避難及び消火活 動の支障にならないようにする。

11. 夜間・休日の	防火管理体制 に	ま,次のように定&	める。		
・夜間・休日の防ジ	火管理者の代 征	<u> </u>		とする。	
・代行者はあらかり	じめ定められた	とところにより必要	要な業務の処	理を行う。	
・代行者の必要に原	芯じ,防火管理	理者は業務を引き糺	迷がなければ	ならない。	
・その他 ()		担	当
自衛消防隊: ((代行者) (19通報及び各種記	連絡 ()
各勤務者	消;	火・救出・救助	()
() :	名 避	難誘導・重要物品技	寺ち出し()
委の 委託の 託場 警合 備)範囲,概要並	をびに人員			
12. 無人の対策は, ・休日, 夜間で建 ⁴		,	対策は一次の	とおりとす	<u>-</u>
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		をとり、下記の警例			- 0
	警備会社名	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,)	- - -
	責任者名	()	
	連絡先	氏名			
		電話	e Hana Sara		
	モせず,付近の	の勤務者へ連絡する	6体制をとる	o \	
・その他の場合()	

・その他 (

13. 工事中の防火管理を、次のように定める。

- ・増改築、大規模な修繕、模様替等の工事をする場合、事前に消防本部に相談する。
- ・使用部分と工事施工部分(元請負人)との間で協議し、共同して防火管理計画を定める。
- ・上記工事における防火管理計画の内容は、次の事項とする。
 - ○工事部分の自衛消防組織に関すること。
 - ○工事部分の、消火、通報及び避難に関すること。
 - ○工事部分における溶接器・バーナー等の火気使用設備器具,引火性物品,危険物品, 喫煙,その他の火気管理に関すること。
 - ○工事作業員の監督及び防災教育に関すること。
 - ○使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関すること。
 - ○使用部分と工事部分との区画方法に関すること。
 - ○使用部分の避難に関すること。
 - ○その他必要な事項。

14. ガス漏れ事故対策を、次のように定める。

- ・ガス漏れ事故対策は、ガス防災管理者(防火管理者)の指示の下に行う。
- ・平素から,ガス器具,ホース,各コックの老朽,破損等の点検整備をし,不適切な使用は厳に禁止する。
- ・ガス機器使用後は、必ず閉栓することを義務づけ、夜間及び休日は保安員等が点検する。
- ・ガス漏れ時は、付近のコックを閉鎖し火気厳禁とするとともに、次のとおり遅滞なく 119等にガス漏れ(ガス爆発)状況を詳細に通報する。
- ・通報内容は、「○○○でガス漏れしています。(ガス爆発がありました。)所在は○○○です。ガス漏れ(爆発)部分は○階の○○です。ガス漏れ範囲は○○○です。」等とする。
- ・館内への避難通報は混乱を引き起こさないよう十分考慮するとともに,ガス漏れの 規模範囲等に応じて最小限の応急措置要員を残し,避難誘導を行う。
- ・緊急時には、二次災害に十分考慮を払い必要に応じ時機を失わずガス供給遮断弁を 閉鎖する。
- ・館内通報の内容は、おおむね次のこととする。
 - ○ガス漏れ事故発生場所とその概要。
 - ○火気使用禁止の指示とその範囲。
 - ○避難誘導及びその指示等。

- ・消防隊及びガス供給事業者の到着時,実施措置内容,事故概要等の情報を報告する とともに,必要な支持を受け協力する。
- その他。

15. 消防用設備等の点検計画は、次のとおりとする。

- ・毎年,消防用設備等の法定点検(6ヶ月ごとに機器点検,1年ごとに総合点検)を 実施するとともに適正な維持管理を図る。
- ・その点検結果を____年に1度___月に消防本部へ報告する。
- ・上記の法定点検は、(自社、委託)で行い、委託の場合の委託先は下記のとおりである。

設 備 名	委	託	業	者	名	
特記事項						

その他

16. 危険物施設に関する遵守事項

- ・危険物取扱者は、法令の定める自主点検を確実に実施し、危険物施設の適正管理に 努める。
- ・危険物施設の維持管理については、別に定める予防規程等により従業員に徹底させる。
- ・危険物取扱者は、常に防火管理者と連絡を密にし、危険物施設の維持管理及び災害防止に努める。
- ・危険物施設の改修工事に際し、火気又は火花を発生するおそれのある工事を行うとき は、防火区画等火災予防上安全な措置を講ずる。
- ・危険物の流出又は漏洩事故に際しては、周辺への拡大防止と回収等の応急措置を講ずる。
- その他

17. 火気管理は次のように行う。

・各部署ごとに火元責任者を定め法令の定めるところにより、炉・厨房・ボイラー・ストーブ・コンロ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせる。

- ・異常気象時については、特に火気の使用を制限又は禁止する。
- ・火気使用器具の取扱いについては、取手市火災予防条例の定めるところによる。
- その他

18. 震災対策措置は、次のとおりとする。

(地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合等の震災対策措置)

- ・自衛消防隊長は、直ちに自衛消防隊を編成し、地震発生に備えるとともに、関係各部署に対して必要な指示・命令をする。
- ・通報連絡班は、地震情報の入手・収集に努め、必要に応じて関係各部署に連絡・伝達 を行う。
- ・指揮班は、自衛消防隊長と協議のうえ、在社(店)者等を直ちに避難させるかどうかを決定する。
- ・避難させる場合には、各階通報班に連絡し、パニック等の異常事態を惹起しないよう 具体的な避難方法を指示する。
- ・直ちに避難させる必要がない場合には、非常放送等により地震情報を具体的に在社 (店)者等に広報する。
- ・各階避難誘導班は、落下物、器物倒壊等により通行障害にならないような避難経路を 設定し、かつ確保する。
- ・消火班は、消火器・屋内消火栓の点検を行う。
- ・各階消火班・安全班は、社(店)内の火気使用設備の使用の中止又は制限を行うとと もに、その転倒・落下防止の措置を行う。
- ・安全班は、社(店)内外の落下・転倒・崩落等のおそれのある物品(看板・積荷・外壁・窓ガラス・器具什器・ロッカー等の点検並びに固縛、補強等の措置を行う。
- ・安全班は、消防用設備等の全般の点検及び自家発電設備の始動点検をする。
- ・安全班は、危険物施設及び物品の点検並びに流出、落下、転倒防止策を行う。
- 非常用資機材並びに飲料水、非常食料、医薬品等の点検及び整備を行う。
- ・各階消火班・安全班は、各担当部署ごとに、地震時に火気使用設備の停止措置を行 う。その際の担当範囲はできる限り小範囲とする。
- ・安全班は、ボイラー、空調機等は保安上必要なもの以外は直ちに停止する。
- ・地震時又は揺れがおさまった後、買い物客等が屋外に一斉に避難しようとするときは、直ちに大声で静止するなどの措置を講ずる。
- ・地震後、直ちに関係各部署から被害報告を求め、必要な措置を行う。
- ・地震後,在社(店)者を屋外に避難させる必要があるときは,自衛消防隊長の指示により開始し,避難先導を明瞭にするとともに避難人員等を把握する。
- その他

19. 防災教育は、次のとおりとする。

- ・震災対策を含む消防計画の内容,社(店)内防火規制の内容及び各勤務者の任務等を新入社員,勤務者(自衛消防隊員)及び各担当者に教育指導し,その徹底を図る。
- ・防災教育上必要があるときは、消防職員の派遣を求めるものとする。
- その他

20. 防火管理台帳の作成上の遵守事項

- ・防火管理台帳に「防火管理者選任(解任)届出書」,「消防計画」,「社(店)内防火規制」,「防火管理台帳総括表」,「棟別状況表」,「危険物施設一覧表」,「毎日点検結果」等,その必要な図書を編冊し保存するとともに必要な記録を行う。
- ・消防法令により必要とされる「消防用設備等点検結果報告書」ボイラー,変電設備等 の各種届出を消防本部に届け出るとともに副本を保存する。
- その他

21. 社(店)内防火規則等作成上の遵守事項

- ・本消防計画を実施するため必要な細部事項は、社(店)内防火規則に定め、その周知徹底を図ることにより、火災予防及び安全確保に努める。
- ・本消防計画並びに社(店)内防火規則は常に見直しに努め、当該防火対象物の実体に合致した内容になるよう管理権原者及び防火管理者は努力しなければならない。

別図 (避難計画)

- ※ ・当該対象物の最も避難が困難な階を模擬的に出火店と想定して避難計画をたて てください。
 - ・避難経路は、必ず二方向避難(各階のあらゆる場所から異なる経路を通って安全な場所に避難できること。)が可能なように計画してください。

